

フランスにおける資本主義的農業発展の複数の道： 脱炭素化蓄積体制をこえて

須田 文明*

要 旨 EUのグリーン・ディールと「農場から食卓へ」戦略に牽引される形で、また新型コロナウイルス禍からの経済復興を推し進める中で、脱炭素化を通じた経済成長戦略が、先進各国の農政において急速に広まっている。高い環境的レベルでの農産物の規格が国際貿易において事実上の標準となろうとしているなか、ICT技術の活用、より効率的な農業・肥料の使用のための農業投資が進行中である。海外市場への農産物輸出の増加を目指して、こうした投資が不可欠と考えられている。農業の世代交代を促進するためにもこうした高いレベルの環境効率的な投資への助成が課題となっている。一方、競争力ある個別経営の強化と同様、中小規模の経営の地域への根付きも、各国において重要な課題と位置づけられている。競争力ある経営体の育成と地域レベルでの農業の維持、という時として矛盾した農業戦略を両立させるのはしばしば困難である。本稿はフランスを事例に、競争力ある農業経営体の育成と地域への農業の埋め込みについて検討を行う。

キーワード フランス 地域食料プロジェクトPAT 家族農業 農業者の孤立貧

1. はじめに

世界経済は脱炭素的な経済成長体制に突入しようとしている。電気自動車の開発競争に見られるように、脱炭素を通じて国際競争力を獲得することが至上命令となった。先進各国政府も脱炭素による経済成長戦略をうたっている。脱炭素化への積極的な公的投資が、金融的不安定性をこえて安定した経済成長体制を構築できるかどうか、各国政府は正念場にたたされている。経済の金融化から得られた利潤が生産的投資に向かわず、経済は低迷し、そこにコロナ禍が直撃したのである。2015年の国連持続的開発目標SDGsの達成の努力は現在の新型コロナウイルスにより一挙に加速することであろう。我々は、とりわけデジタル技術により促進される、こうした萌芽的動向を「脱炭素化

蓄積体制」と、さしあたり呼ぶことにしよう。農業や食品部門でも同様の展開が見られる。先鞭をつけたのは欧州連合EUである。EUは2019年末に発表した「EUグリーン・ディール」(2050年にカーボンゼロを目標とする)の一環として、2020年5月に「農場から食卓へ」戦略を公表し、2030年までに農業の50%、肥料の20%削減、有機農業面積25%への拡大などと、意欲的目標を設定している。次期共通農業政策CAP改革もこうした目標を取り込み、農業・食品部門での輸出競争力を獲得すると同時に、加盟国での地産地消的施策を推進しようとしている。EUに牽引される形で、先進各国の農政も持続的農業に向けて大きく舵を切ることが予想される。日本も「みどりの食料システム戦略」の策定に踏み切ったところであ

*農林水産政策研究所 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-3-1

る。フランス農相は「EUの通商戦略はグリーン・ディール、新しいCAPに基づかなければならない」と明言し(2021年9月6日会見、La France Agricole, 2021a, 9月7日付け)、WTO協定を遵守しつつもアグロエコロジーの世界標準を自由貿易協定の枠内で相手国に押しつけることで、とりわけメルコスル諸国からの輸入を制限する意欲を見せている。大臣は「アグロエコロジー的移行を加速することを望むとすれば、条件がある。こうした移行を尊重しない農産物を大量に輸入することをやめることだ」というのである(La France Agricole, 同上)。

本稿はこうした脱炭素化蓄積体制への農業の転換を推し進めてきた背景を、フランスを事例に検討する。持続的な農業を推進するためには膨大な投資が必要とされ、EU及びフランスは復興プランとして財政支援を発表している。フランスはすでに1960年以降、農業近代化の道を邁進してきた。フランス農業における強蓄積により高度化した生産力構造は、農業経営の家族的な性格との軋みが見られるようになってきている。フランス農業が抱えている多くの課題について、農村社会学者や政治社会学者などの近年の成果が興味深い論点を提示してくれている。こうしたフランスにおける研究蓄積は我が国の農業についても多くの示唆を与えてくれよう。

農業を取り巻く全般的な社会経済状況に目を向けよう。ボルタンスキーとシアペロが『資本主義の新たな精神』で明らかにしたように、資本主義は、その存続のために自らへの「批判」を必要とする(ボルタンスキー、シアペロ, 2013; 須田、海老塚, 2013)。近年、社会的格差への高まる批判に見られるような「社会的批判」とならんで、スローライフや田園回帰などのライフスタイルをめぐる「芸術家的批判」も高揚している。資本主義は1968年以来の、格好の批判に直面していると言えよう。こうした批判を取り込むことで、資本主義が脱炭素化を通じた経済成長を達成することはいかにあり得ることである。脱炭素化投資により新しい機械や設備、インフラへの置き換わりが

進むことであろう。事実、EUや米国をはじめ先進各国ではグリーン・リカバリーと称してポスト・コロナを見据えて積極的な投資助成が行われている。新たに構築されるであろう成長体制ないし蓄積体制は、現在の金融不安定性を克服して安定した成長体制を確立することができるであろうか。レギュラシオニストが指摘するように蓄積体制を構成している制度は力関係の妥協の産物である。資本主義への「批判」がこうした制度の構築に決定的な役割を持ち、蓄積体制をより社会包摂的にするもの、こうした批判である。

ところが「批判」が代表されるメカニズムが大きく変化している。公共政策からの国家の撤退という背景において、また代議制民主主義の危機という背景において(宇野, 2013)、地域レベルにおける公共政策の統合的役割がますます重要になっている。フランスでの国家の役割の再編は以下のように特徴付けられる(Le GALES, 1998, p.203)。

- ・経済を運営する国家の能力が衰退し、グローバル化と国民国家の間でのずれが生じている。
- ・政党や労働組合、教会といった全国レベルでの社会的代表制が断片化し衰退している。
- ・欧州という政治空間が確立されてきた。

政府は国内の選挙民と同時に、国際的なレベルでの市場の選挙民(外国人投資家)を満足させなければならず、国内での民主主義の手続きを通じて、グローバル市場に適合した政治をうみださなければならない、という困難な舵取りを迫られているのである。欧州では歴史的に、国民国家の形成において都市や州、地域が重要な役割を演じてきたこともあり、国家がこのように後退したときに、地域こそが利害や集団、制度の新しい調整様式として登場しているのである(Le GALES, 1998, p.210)。2008年の欧州金融危機のあおりを受けて、イタリアでは徐々に県が廃止され大都市圏(メトロポール)がこれに代わりつつあり、フィレンツェ・メトロポールなどが成立している。フランスではコミューンは3万6,500ほどで、町村合併は進まず、コミューンはそのアイデンティティを維持しつつも単独では行政サービスを提供する

のが困難なため、1,236 の広域的地方公共団体へと組織化されている (Doré, 2018)。EU や国、州の地域振興予算の受け皿としてそれぞれの広域的地方公共団体は競合しており、地域は「プロジェクト」の間での競争によって構築されることになる¹⁾。

本稿は、戦後のフランス農業近代化を概観し、現在進められている脱炭素化を通じた国際競争力獲得にともなう困難について提示する。すなわち国際競争力を獲得するためには生産力構造を高度化しなければならないが、それは農業経営の家族的な性格との間に軋みをもたらしているのである。それはとりわけコントラクター組織への農作業の委託にみられる。一方、2000年代後半以降、地産地消的取り組みがフランスにおいても推進されている。社会的公正や環境、健康にかかる統合的な政策の地域レベルでの構築について、地域食料システムを事例に紹介したい。フランスにおける資本主義的農業の萌芽的発展における複数の道が見られるのである。

2. 農業における家族的性格の衰退

(1) 農業近代化と家族農業

先進各国の農業は第二次大戦後、家族農業を基礎に発展してきた。当時の冷戦構造の下で、大戦前のファシズムを生み出した農地制度を改革しつつ、社会主義陣営に対抗するために伝統的な家族農業経営を民主主義の基盤としようとしてきたのである。農業経営を家族的たらしめているのは、農地と経営資本、労働力が家族の中に統合されていることによる。戦後の経済復興を遂げるためには非農業部門への労働力の移動が必要であり、また農業にとどまる人々のためには都市の工業部門に匹敵するような所得をもたらすべく、経営規模拡大と機械化を通じた生産性向上をもたらすことが要請された。こうしてフランスでは1960年の農業基本法とその補完法(1962年)が制定され、夫婦二人の働き手からなる家族経営の育成が目標とされたのである。1929年に創立された「カトリック農業青年運動 JAC」が1957年に青年農業者セ

ンター CNJA と合流し、農業の近代化を押し進めた。その際に、いわゆる「三つの農業」理論が提示され、農業労働者を雇用する大規模土地所有者による農業と、古びた小規模経営の二つを排除し、夫婦二人の働き手からなる中規模経営を発展させることが目指された。構造政策として、農地市場介入手段としての「農業土地公社 SAFER」と、経営構造コントロールにより過度な経営集中を抑制するために「県農業方向付け委員会 CDOA」が制定される一方、農業経営構造近代化に適さない高齢農業者への引退補償金 IVD が制定されることになった (Purseigle, *et al.*, 2018, p.168)。

(2) 家族農業と農地

1960年代の若い世代は農地所有と経営を切り離そうとした。こうして農地の取得の負担から農業者を解放するために、1970年12月31日の法律により農業土地集団 GFA が制定され、長期小作権が制定されることになった。つまり父親の主導で、贈与分割に際して家族 GFA が形成され、そこで農地が出資される。後継ぎの農業者はその職業期間を通じて法的安定性のある長期間の小作権を締結する。GFA の締結が不可能な場合、不分割で、兄弟姉妹は小作料を受け取る。GFA が構成されると彼らは GFA 持ち分の受取人となり、その分、後取りは清算金の支払いを減少させることができる (Bosse-Platière, 2018, p.79)。

農地について家族的連帯が見られる場合、こうしたアレンジメントはうまくいく。この場合、経営の一体性の保全のために、相続人の平等が犠牲になる場合もある。兄弟姉妹はしばしば GFA 持ち分を虚有権 *nue-propriété* として受けるのであり、親が用益権 *usufruit* を保持して小作料を受け取り、年金の足しにしているからである。甥や姪の世代になれば経営の保全になど関心もない。公証人や簿記事務所は、資産が多い場合には GFA を持ち株法人とする経営法人 SCEA を作ることを勧める。GFA が SCEA に農地を貸すのである。経営に従事しない GFA の出資者は、経営法人の資本保持者となり、この法人からの配当金を受

けることができるのである (Bosse-Platière, 2018, p.80)。2016年にフランスの耕地面積の20%しか自作地ではなく、60%が第三者からの借地であり、20%が組合員からの借地をなしている (Agreste, 2021a, p.24)。フランスにおいてはますます市場で売買される農地が少なくなっている。小作権を設定されていない農地の取引量は1997年と2012年の間に半分となり、2010年には小作権を設定された農地取引量は設定されていないそれを初めて超えている (須田, 2015)。農地取引の多くは既存の小作人が借地を買い取るという場合が多くなっている。農地の所有者は小作に出せば、取り戻しが困難となり、小作人による借地の買い取りは、先買権を行使され、小作権が設定されていない農地より30%ほど価格が低下するので、家族のなかで農地を保有することが選好される (須田, 2019)。

(3) 家族農業労働

フランスの農業経営は2000年の66万4,000から2010年の49万を経て、2019年の41万6,000経営へと推移している。それに合わせて農業労働力(年1,824時間以上農業従事を1単位としたフルタイム換算)でそれぞれ、95万7,000人から75万1,000人、68万4,000人となっている (Agreste, 2021b, p.26)。1955年に230万の経営、82万4,000人の農業従事者がいたことから考えると、経営は激減し、農地や生産手段の集中がなされてきたことがわかる。それに合わせて経営者一人あたりの農業所得も1980年を100として2019年には220へと推移してきた (Jeanneaux, Purseigle, Bodiguel, Hervieu, 2020, p.3)。

1960年の農業基本法が目標とした夫婦二人での家族経営の発展という目標は達成されたであろうか。農業労働力を経営者と家族補助者、常雇、季節雇・農作業請負会社(コントラクター)・機械利用協同組合CUMAに分ければ第1表のようになる。

労働力に占める経営者の割合は6割ほどで安定しているが、家族補助者の割合が激減し、経営者の配偶者や親世代、子供たちもほとんど経営の

労働力としては関与していない。経営者の平均年齢は2019年で52歳である。興味深いのは季節雇をのぞく、農作業請負会社とCUMAの労働力が2000年の8,000人から2010年の1万1,700人、2019年の1万6,500人に増加していることである (Agreste, 2021b, p.26)。

(4) 家族と農業の切断

家族補助者が著しく減少していることをどのように評価すべきであろうか。経営者の配偶者が農業法人の共同経営者となる場合ももちろんある。しかし全国一の畜産地帯であるブルターニュ州でも、2010年に農業経営者の配偶者の72%が就業し、農業で就業している配偶者は17%であるのに対し、39%は役場や高齢者施設、学校に勤務し、商業10%、食品工業6%等で雇用されている (INSEE, 2020a, p.2)。やはり畜産の盛んなペイ・ド・ラ・ロワール州の場合、農業経営者の配偶者で農業に就業している者は26%で、22%は従業員、12%は中間的職業(教育や看護師など)であり、夫婦ともに農業者である場合はそれほど多くない。同州では酪農専門経営でも35.8%の配偶者は農外で働き、穀物専門経営では45.3%となっている (INSEE, 2017, p.3)。労働力が必要な畜産部門でも配偶者はもはや、しばしば経営では就業していないのである。

2010年の農業センサスに基づいてDelame (2015)は、農業経営者(法人共同経営者含む)とその配偶者の就業状況を示している。それによれば標準生産額2万5,000ユーロ以上の職業的経営(中大規模経営)の配偶者でさえ、農業のみに従事する配偶者は22%しかおらず、15%は兼業、41%は非農業活動のみに就業しているのである(第2表)。このように、労働力の観点からも農業経営と家族とが切断される傾向にある。若い世代の多くの農業者は都市部での雇用就労の経験があり、そこで配偶者と出会い、農業者が就農した後も配偶者は結婚前の勤務を続ける場合が多いことも影響している。

第1表 農業労働力(フルタイム換算)(%)

	経営者	家族補助者	常雇	季節・会社・CUMA
2019	57	5	21	17
2010	59	10	19	12
2000	56	18	16	11

出典:Agreste (2021b), p.27

第2表 経営者及び法人共同経営者、配偶者の就業(2010)(%)

	小規模経営	中大規模経営	経営全体
経営者、共同経営者(配偶者含む)	100	100	100
・農業のみ	26	84	67
・兼業	37	13	20
・引退、非就業	37	3	13
配偶者(非共同経営者)	100	100	100
・農業のみ	7	22	17
・兼業	15	15	15
・非農業のみ	27	41	36
・引退、非就業	51	22	32

出典:Delame (2015), p.33

(5) 農業世帯の所得と資産

1) 農業者世帯の所得源と可処分所得の構成

農業経営の家族的性格が衰退していることは、農業者世帯における所得の多様性にも示されている。中大規模経営で就業する農業者の2010年の家族の全体所得は3万8,200ユーロである(Delame, 2015)。そのうち農業所得は62.6%、農外就業所得が22.2%、所有による所得²⁾が11.8%、年金などが3.4%をなしている(第3表)。第3表では所得が農業のみに由来する家族、経営者が兼業の家族、農業者と農外就業者との混合家族、年金受給者を含む農業家族が示されている。

第3表は中大規模経営の農業者の家族の平均所得の構成を示しているが、農業経営の36%、農地面積の7%、農業生産額の3%を占める小規模経営の農業者を含む農業者世帯の所得は、小規模農業経営の所得が正確に把握できないこともあり、その実態を捉えることは困難である(Delame, 2015)。Bordet-Gaudinら(Bordet-Gaudin, Logeais, Ulrich, 2021, p.2)は、作目地帯別の農業世帯の課税データにより、小規模農業経営を含む農業世帯の所得の構成の実態を明らかにした(第4表)。こうした農業世帯の可処分所得の3割ほどしか農業所得は占めず、多くは農外所得とりわ

第3表 中大規模経営の農業者家庭の平均所得 (2010)(ユーロ)

	全体所得	農業所得	農外就業所得	所有所得	年金
全体(100%)	38,200	23,900	8,500	4,500	1,300
農業のみ(50%)	28,300	24,000	-	-	-
経営者兼業(14%)	51,800	24,900	20,200	6,700	-
配偶者農外(24%)	48,600	24,300	20,400	-	-
年金受給(12%)	42,500	21,000	-	7,000	14,500

出典: Delame(2015), p.39 より筆者作成

第4表 農業者世帯の平均所得の構成 (2018)(ユーロ)

作目地帯	農業所得	賃金所得	他の活動	資産	年金	平均可処分所得(中央値)
肉牛	11,340	19,309	3,248	5,667	2,440	38,060 (18,420)
乳牛	17,017	19,822	3,357	6,274	2,229	44,396 (20,350)
穀物	17,635	29,972	4,777	12,109	2,880	57,396 (25,780)
畑作	28,160	28,861	6,017	14,494	2,573	67,230 (28,340)
果樹野菜	13,110	41,748	7,223	19,473	3,317	68,602 (26,740)
全体	17,654	25,639	4,507	10,436	2,683	52,398 (22,210)

出典: Bordet-Gaudin, Logeais, Ulrich (2021), p.2 より筆者作成

読み方: 肉牛の支配的な作目地帯(コミューン)での農業者世帯では、平均可処分所得は3万8,060ユーロで、うち農業所得が1万1,340ユーロである。

け配偶者の所得が占め、第三に資産所得とりわけ小作料や不動産賃貸収入からなる。

Bordet-Gaudin らによれば農業者世帯の18%が貧困閾値(1万3,000ユーロ)以下で生活し、就業世帯全体の13%よりも多い。肉牛専門地帯での貧困率が高いのは(25.1%)、農村部で、他に就業機会が少ないこと、独身者が多いことによる。逆に果樹野菜専門地帯では農業所得はそれほど多くないものの、可処分所得が高いのは、こうした地帯はパリを含むイル・ド・フランス州や地中海沿岸、大西洋岸であり、農外所得や資産所得が多いことによる。農業世帯の可処分所得の下位10%と上位10%の間での格差が4.7倍である

のに対して、全就業者世帯では3.3倍でしかなく、農業者間での経済格差が大きい(Bordet-Gaudin, Logeais, Ulrich, 2021, pp.1-2)。

このように支配的な作目地帯によっても状況は異なるが、農業者世帯の所得の構成から見ても、農業経営と家族との関係は切断されている。1960年代に農業近代化政策が目標としていた夫婦二人での農業経営体による都市世帯との均衡した所得達成は、もはや過去のものとなった。2018年の農業者世帯の可処分所得の中央値2万2,210ユーロは、就業者世帯全体のそれ(2万1,250ユーロ)とほぼ同じであるが、農業者世帯に占める農業所得の割合は3割でしかないのである(Bordet-

Gaudin, Logeais, Ulrich, 2021, p.2)。

2) 農業世帯の資産

日本と同様、フランスにおいても農業世帯の資産は、「アグリ・バッシング」の際にしばしば言及されることもあり、農業界にとってある種の「タブー」とされている (Campagnes solidaires, 2017, p.1)。フランスの農業世帯の資産額とその構成を見てみよう。2004年から2015年にフランスの農業世帯の平均の総資産額は48万9,724ユーロから104万ユーロに倍増しているが、増加は主として職業資産による(27万4,000ユーロから66万4,100ユーロへと142%増加)。2015年の農業世帯の純資産額中央値は51万500ユーロであり、うち職業資産26万3,100ユーロ、不動産18万7,300ユーロ、金融資産4万4,000ユーロ、動産(自動車や住宅設備など)1万6,000ユーロとなっている (Jeanneaux, *et al.*, 2020, p.8)。こうした農業世帯における資産の形成は経営移譲にわたる困難をなしている。後継ぎにとって親や兄弟姉妹に支払う取得費用が膨大な金額になってしまうからである。Jeanneaux ら (*ibid.*, p.8)によれば、例えばPuy-de-Dome県での就農助成金DJA(2万5,000ユーロ/DJA)を受ける農業者の投資金額は33万3,000ユーロであり、うち10万9,000ユーロが取得費用で、22万4,000ユーロが、最初の4年間での投資額に該当する。就農助成金DJAだけでは経営移譲は困難であろう。

農業簿記会計情報ネットワークRICAによる中大規模農業経営の職業資産を示しておこう。2015年で経営の平均総資産は46万ユーロ(うち11万ユーロはストック)、59%は固定資本、41%が流動資本である。この46万ユーロは、43%は負債によりファイナンスされ、57%が自己資本による。負債償還が経営粗利潤の45%を占めている (Campagnes solidaires, 2017, p.2)。フランスの農業経営の平均負債比率(負債/総資産)は、1960年の6%、1987年の18%、1995年の35%、2018年の48%と増加している (Ansaloni, Smith, 2021, p.23)。

上述のような農業世帯の資産額104万ユーロはなるほど、従業員の12万3,000ユーロはもとより、商業者・企業主の57万5,000ユーロよりはるかに多い (Camagnes solidaires, 2017, p.3)。しかし、その負債比率によっても、また資産に占める職業資産の割合の多さ(2010年で農業世帯48%に対して、商業者・企業主世帯32%、Laferté, 2018b, p.135)によっても、農業者の富裕さへの批判は相対化されることになろう。

3. コントラクターへの農作業委託

(1) 農作業委託の増大

近年、農作業請負会社(コントラクター)や雇用主集団(ヘルパーを含む)といった第三者雇用主への農作業委託が注目を引いている (CGAAER, 2021)。これには「経済活動による社会的包摂」(「桃源郷の菜園 Jardins de Cocagne」のような障害者の雇用)も含めることができよう。こうした新しい農業労働形態は、農業経営者が労働者を直接に雇用する際の人的資源管理にかかる困難を緩和させることができる。上述のように2010年から2019年に、コントラクターへの農作業委託は顕著に増加し、コントラクターは2019年にフルタイム労働換算で3万5,535人を雇用し、2010年より31%増加している (CGAAER, 2021, p.68)。2019年にフルタイムの農業労働力は71万5,000人であり経営者が38万人(53%)、経営が直接に雇用する農業労働者が24万8,000人(35%)、第三者雇用への作業委託8万7,000人(12%)である。コントラクターと雇用主集団(ヘルパー・サービス等を含む)で、こうした「間接的」雇用の大半を占め(それぞれ41%と34%)、「社会的包摂」も11%を占めており、農福連携も農業雇用における重要な役割を演じている。そのほか、外国人労働者の活用8%、労働者派遣サービス3%などとなっている。こうした第三者への作業委託は作目別では、フルタイム換算労働で、穀物部門で36%、ブドウで28%、複合経営24%等となっている (CGAAER, 2021, p.68)。

コントラクターへの農作業委託は二つの形をと

第5表 フランス農業経営体の5つのタイプ (2000年～2016年)

タイプ	経営者1人もしくは家族	家族と雇い	雇い人主流	結合経営	作業委託
経営増減率	-37%	-2%	+23%	+79%	+53%
特徴的数字 (2016年)	生産額の49.6% 労働力の51.1% 経営数の71.8%	生産額の23.8% 労働力の20.5% 経営の12.6%	生産額の14.4% 労働力の18.1% 経営の5.8%	生産額の6.7% 労働力の5.7% 経営の3.2%	生産額の5.5% 労働力の4.6% 経営の6.6%
カテゴリ別	0.75人以下の経営(-38%) 経営者のみ(-2%) 夫婦(-49%) 拡大家族(-68%)	経営者1人、雇い1人(+40%) 雇い人と家族(-20%)	雇い3人未満(+45%) 3-6人(+4%) 6-13人(-4%) 13人以上(-7%)	-	中大規模経営(+103%) 小規模経営(-3%)

出典: Forget, et al. (2019), p.28.

る (Nguen, et al., 2020, p.45)。一つは農作業「放棄」であり、経営者はもはや名ばかりであり、農作業のみならず、経営の経済的管理、行政手続きも、一人もしくは複数の受託者に委託する。もう一つの形は「集中化」であり、経営者は経営にとってコアでない部分の作業を委託する。例えば畜産経営が畜産に専念するために、畑作を委託するなどである。

農作業の委託は「結い」(相互扶助 *entaide*) とならんで古くから見られる (*ibid.*, p.44)。こうした委託はかつては収穫作業時に機械をもたない小規模農業者が近隣農業者に作業を委託するような場合に見られた。しかし現在では2010年に、経営の62.3%が何らかの形でコントラクターを利用し、2016年には「顕著に委託する経営」は2万5,542経営に達している³⁾。しかもこうした増加は中大規模経営による。2016年に中大規模経営による委託は1万7,899経営と、2000年から103%増加したのに、小規模では7,653経営で、3%減少しているのである (*ibid.*, p.49)。

2004年から2014年の間に、コントラクター数とその雇用者はそれぞれ10%、73%増加し、2016年では1万4,022組織のコントラクターが9万6,452

人を雇用しているのである(常雇、季節雇を含む) (Nguen, et al., 2020)。2016年にすべての作目部門で、2万6,500経営が耕作作業全体を委託し、50万ヘクタールに上る。そのうちの70%は中大規模経営であり、こうした作業全体を委託した経営は、穀物部門の経営全体の12.5%にものほり、酪農で6.1%、ヤギ羊で5.4%、複合作物複合家畜で5.4%となっている (*ibid.*, p.62)。

一方、Forgetらは農業形態の5つのタイプを析出し、2000年農業センサスから2016年の構造調査に至る、これらの経営形態の動向を第5表のように描き出している (Forget, et al., 2019)。経営者一人もしくは家族労働による経営は経営全体の7割を占めるが、年間労働単位及び生産額の半分を占めるに過ぎず、経営数も37%減少している。夫婦二人及び拡大家族の、典型的家族経営は、経営の30%、生産額の28%を占めるに過ぎない (*ibid.*, p.27)。経営者一人のみと、0.75人以下の労働単位の経営は二つで、経営の42%を占めるものの生産額の22%を占めるに過ぎないのである。雇用労働に依拠する経営は主として、ブドウ・ワイン、果樹野菜である。家族関係にない経営結合は主に酪農に多い。

(2) 農作業委託の背景

上述のように農業者社会共済MSAのデータによれば2016年に1万4,022組織のコントラクターが9万6,452人を雇用している（常雇と季節雇含む）。農業省資料（CGAAER, 2021, p.68）では、2019年にコントラクターには9万6,308人が就業し、そこでは経営主・農業者が7,273人で、彼らが8万9,035人を雇用している。これはフルタイムに換算して3万5,535人の就業で、経営主・農業者6,868人、雇用労働2万8,667人となり、多くの場合、農業経営者が機械を効率よく活用すべく、こうしたコントラクターを構成していることがうかがわれる。

農作業をコントラクターに委託する場合、収穫作業が圧倒的に多く、農薬や肥料の散布、播種も多い。機械利用協同組合CUMAに作業委託する場合もあるが、収穫や播種といった短期間で、適時に、高価な機械を利用する場合はコントラクターが多い。コントラクターのほうが高い技術的コンピテンスを有している。今後のフランス農業において、コントラクターが大きな役割を演じることになる。こうした作業委託が増加している背景には、農業政策が様々な環境規制により低投入型農法への転換を進めていることがある。農業者はICTなど高性能の機械や高い技能を取得する要請に迫られており、後継者への継承が不確実な場合等に、慎重に投資するためにいわばテストして作業委託を試みる（Nguen, *et al.*, 2020, p.52）。

Nguenらはこうしたコントラクターへの作物にかかる作業全般の委託について、耕種部門について詳細に論じている（Nguen, *et al.*, 2020）。2016年に作物だけでなく、経営全体の委託（「（経営の）放棄による」委託）が小規模経営で3,542に対して、中大規模経営でも5,462ある。耕種部門の中大規模経営全体の8.9%、標準販売額の19.6%、面積の7.0%がこうした「放棄」によるコントラクターへの農作業委託を行っている（*ibid.*, p.63）。こうした中大規模経営における経営「放棄」による農作業の全般的委託は、大規模化した経営の委譲の困難を示している。小作に出せば経営は価値を生ま

ず、それより経営を家族内に維持したままで、経営全般を委託することが選好される。Nguenらは、ある事例を示している。「家に3人いて、あなたは100ヘクタールを経営している。子供たちも誰も経営を継いでくれない。儲からないことはわかっている。あなたは59歳で、年金もわずかだろう。多くの人が自問している。『もしうまくやってくれるサービスがあれば、何もしなくても、自分が働いていたときよりも多くもうけることができるだろう』と。あなたは自分の持ち分の所有権を家族に与えるが、用益権 usufruit を保持している。そしてコントラクターに作らせる。経営は家族にとどまる。それぞれが3分の1を得る。分けるのに苦労はない」（*ibid.*, p.61）。ここには経営移譲の困難と、小作権を設定しないという配慮、共通農業政策の直接支払い受給権を維持すること、より効率的で技能の高いコントラクター組織に委託することから得られる利益、といった理由からこうした組織への委託がなされているという事情が読み取れる。受託するコントラクター組織の側から見れば、経営規模を拡大し、高価な機械設備の減価償却を進めることができるのである。

(3) コントラクターの事例

農業省報告書（CGAAER, 2021）はコントラクターの具体的事例を示している。その中から二つを取り上げよう。一つ目は古典的なコントラクターであり、粗飼料の収穫、わらロール生産、堆肥散布の三つの農作業に集中している。6人の常雇と2～3人の季節雇を雇用している。その収益の7割は農業者へのサービス給付（とりわけ畜産農家930人）と3割の別の組織（農業や別のコントラクター組織）へのサービスである。もう一つは上述で「経営放棄による」農業経営全体の委託に対応する事例である。CAPの補助金の申請書の作成から生産物の販売にまで至る、すべてを受託するのである。そのクライアントは、半径15キロ圏内の22の経営で、耕種部門で受託面積は2,700haに及ぶ。二人の経営組合員と、3人の常雇、一人の研修生を雇用している。機械設備の高い生産性

と作業履歴の管理が強みである。GPS機能を備えた6台のトラクター、穀物経営のための耕起作業機械、30メートルの散布スプレヤーを保有している。コントラクターからの請求額は、製品の販売額から控除され、経営にはおよそ500ユーロ/haが支払われ、これによりクライアントは小作料150ユーロ/haと農業社会共済100ユーロ/haを支払うことができる。コントラクターは卸に直接、生産物を販売する。精密農業を含め、それぞれの経営の分析を行うが、今後、個人的な経営データの扱いに難点が生じるかもしれないという (*ibid.*, p.13)。

もう一つの事例をフランスの農業雑誌から紹介しておこう (La France Agricole, No.3921, 2021b)。フランス南西部のオート・ピレネー県のDucos父子の経営である。4代前からの経営であり、父は1986年に21歳で家族経営を取得し、1991年にはすでにコントラクターを設立している。所有地は28haである。就農当時は農地もなく、規模拡大できなかったが、今日、農業は大きく変化し、近隣の農家でも多くが後継者もなく引退している。彼はそこで76haを小作し、作物の多角化を図っている。2013年には息子が農業高校を卒業し、コントラクター組織に入り、二人で経営している。息子は2019年には60haを取得し、現在、70haの所有地と40haを小作している。こうして親子は2020年に二つの経営を合併して有限責任農業経営法人EARLを構成し、218haを経営している。内訳は97haがトウモロコシ、大豆48ha、小麦23ha、ポップコーン18ha、スイートコーン10ha、菜種7ha、休耕及び草地在り15haである。コントラクターは農業機械をフル活用するために経営されている。父子はクライアントの作付け計画を見極めてから自分たちの作付けを決定することになっている。効率的に機械を使用するためにである。「トウモロコシの収穫時期には、日中はコントラクターとして働き、自分たちの畑の収穫は夜になることがしばしばだった」からである。2020年のコントラクターの純販売額は8万9,439ユーロである。父親持ち分の経営(104ha)の純販売額は23

万1,161ユーロである。

(4) コントラクターへの政策的支援

農業経営にかかるすべてをコントラクターに委託することは、CAPにおける「アクティブ・ファーマー」の定義において将来的に問題を提起することになるかもしれないが、現在までのところ、アクティブ・ファーマーの基準には年齢制限(67歳以下)や「農業労災保険加入」の有無が検討されているのみであり、経営に従事する労働時間などは考えられていないようである。むしろコントラクターによる農作業受託は地域農業の競争力向上に資すると考えられている。後述するように「復興プラン」でもコントラクター組織への投資助成がなされているほか、EUのCAPの第二の柱である欧州農村振興基金の補助金により、コントラクターによる機械設備投資が支援されている場合もある。例えばノルマンディー州=地域圏では、こうした投資助成は以下の三つの目標を持っている(ノルマンディー州HP, Normandie, 2021)。

- ・農業機械のサービス給付を発展させること、コントラクター組織の競争力を向上させること。
- ・農村地帯での雇用創出。
- ・農業者に対して、機械の費用を削減させ、労働時間組織化を改善させ、経営における環境保全的実践を発展させること。

その際、対象となるコントラクター組織は以下の通りである。すなわち10人未満の小規模な会社の場合であって、年間の取引額が200万ユーロ以下であり、年間取引額の7割以上が農業者の農作業のためになされていること、である。また50人未満の会社の場合であって、その取引額は1,000万ユーロ以下であり、その7割以上が農作業にあてられていることである。またこの補助率は該当する事業の15%までであり、この投資に際して雇用が創出される場合には20%までである。欧州からが補助金の63%であり、州は37%を負担する。

4. 農業における資本蓄積

(1) 資本蓄積の論理と直接支払い

資本主義と農業の関係は戦後日本の社会科学研究の主要なテーマでもあったし、今なお論争が決着したようにも思われぬ。本稿では、F.ブローデルからI.ウォーラスティンの系譜につながる意味での資本主義理解を取りたい。それによれば国民経済の中で発展した資本主義が世界化するのではなく、資本主義ははじめから世界経済の形で、15-16世紀のヨーロッパ世界経済の成立と共に誕生した(川北, 1981, p.10)。他方、正統派マルクス経済学は「資本・賃労働」関係を資本主義的生産様式の本質としている。ウォーラスティンは世界システムのみが自立的システムであり、奴隷制プランテーションであれ、それがヨーロッパ世界経済の一部として機能し、これが資本主義システムである以上、プランテーションも資本主義的である、とする。このように考えると市場に向けた営利的な生産はすべて資本主義的と捉えることができる。またアナ・チンはメキシコの衣服縫製工場の先行研究を引用して、女性は、女性だからという理由で家庭で幼い頃から裁縫を学び、縫製工場は「サルベージ・アキュミュレーション」により女性が家庭で習得した技術を工場に引き込む、という(アナ・チン, 2019, p.98)。われわれは、このような意味で農業と資本主義の接合関係を考えている。フランスの農業者は、農家に生まれたという理由で、たいていの場合、長男は農業高校に進学し農業経営を継ぎ、兄弟姉妹は学歴資本をつけてもらうことで、都市へと転出する。農業経営後継者は、その経営規模に応じて、従業員もしくは中間的職業(学校教師など)、(とりわけ穀物部門の大規模経営の場合)管理職層の女性と結婚する(Laferté, 2018b, p.127)。こうしたフランスの資本主義的農業の再生産構造において資本蓄積は公的補助金の追求により促進される。

1992年の共通農業政策CAPの「マクシャリー改革」まで価格支持により農業所得形成支援がなされていたが、改革以降、市場介入価格が大幅に引き下げられたのと引き替えに、「直接支払」が導入された。所得への支援は農業者の経済資本(土地面積と家畜頭数)に対してなされたため、農業

経営の規模拡大が加速した。農業経営者が保有する経済資本に応じて公的支援がなされ、農産物販売からの利潤もあわせて生産財への投資がなされる。Ansaloniら(2021)はこうした投資を農業における「資本蓄積」と特徴付け、公的支援が現代農業の資本蓄積の中心にあるとする⁴⁾。

1960年代に開始された農業近代化政策以降、現在のグリーン・ディールや、昨年から始まり2022年にまで続けられる「復興プラン」に一貫してみられるのは、近代化投資による資本蓄積である。Ansaloniら(2021)は、T.ピケティの言うような、相続が経済資本の配分を決定しているフランス社会において農業も例外ではないとする。CAPにおいて「良き」農業者は、その農学的実践(環境保全や投入削減的など)によってではなく、隣人を生活させていた農地や経営を捕食する行為によって選ばれるのだという(Ansaloni, Smith, 2021, pp.106-107, p.196)。CAPが農業者に絶えず蓄積するように促すのは、公的補助金が彼らの経営の経済成果と分かちがたく結びついているからである。上述のコントラクター組織はまさに、こうした資本主義的農業経営の代表例である。

経営面積や家畜頭数といった経済資本の蓄積が公的補助金をどのように呼び込むかを理解するためにChatellierらの研究を紹介しよう(Chatellier, et al., 2021)。第6表は標準粗生産額2万5,000ユーロ以上の、いわゆる職業的経営の全体(28万5,650戸)と、穀物油糧種子タンパク作物COP経営、酪農経営の二つの部門を示してある。経営者一人あたりの課税前経営所得RCAIは作目別にきわめてばらつきがある。2010-2019年の10年間平均(2019年ベース)で2万9,500ユーロであり、肉牛専門経営では1万8,600ユーロで平均よりかなり低く(-37%)、酪農経営では2万4,600ユーロ(-16%)である。逆にブドウ・ワインでは4万7,100ユーロ(+60%)、耕種(穀物油糧種子、タンパク作物のみならずジャガイモや甜菜、露地野菜を含む)は5万700ユーロ(+70%)である。

当然のことながら、所得は市場の変動により大

第6表 農業経営所得に占める直接支払 (2019)

	穀物	酪農	全体
経営数(戸)	56,870	39,840	285,650
労働量 UTA(人)	1.32	1.91	2.00
経営者労働量(人)	1.20	1.63	1.39
面積 ha	127	97	91
生産額/人	107,200	117,700	103,600
課税前所得 RCAI	25,800	45,300	41,700
RCAI/経営者	21,500	27,800	30,000
RCAI/経営者(10年)	27,000	24,600	29,500
直接支払/経営	33,100	36,500	30,700
直接支払/UTA	25,100	19,100	15,400
直接支払/ha	260	377	340
直接支払/生産額	23%	16%	15%
直接支払/RCAI	128%	80%	74%
直接支払/RCAI(10年)	114%	87%	77%

出典:Chatellier, *et al.* (2021), p.12

大きく変動し、穀物油糧種子タンパク作物 (COP) 経営の経営者一人あたり所得は、2010-2012年の3年間平均で4万8,800ユーロであったが、2017-2019年の平均では2万1,200ユーロでしかなかった。この部門の10年間平均は2万7,000ユーロである。

所得形成における直接支払いの割合は、10年間平均で酪農経営で87%を占め、肉牛では195%である。穀物油糧種子タンパク作物経営や複作物家畜でも所得において補助金額の割合は100%以上を占めている。耕種経営は、直接支払いの対象とならないジャガイモや甜菜などの輪作を入れているため、直接支払の割合は59%である(以上 Chatellier, *et al.*, pp.12-13)。

補助金が面積や家畜頭数に与えられるということは、これらの経済資本と生産財投資を増やすように農業者の競争を促し、このことは上述のよう

に農業者世帯の総資産中の職業資産が2004年から2015年に142%増加していることに示される。農場の資産は、家族農業の後継ぎのみならずその兄弟姉妹にも分配されるべき資産と認識されよう。家族内での継承がうまくなされない場合、経営は小作に出されることなく、経営者の地位が保持され、こうした直接支払を受給しつつ、経営全般をコントラクターに委託することになる。

このようにとりわけ穀物部門における大規模農業者の「ブルジョワ化」(Laferté, 2018a)が指摘されている。彼らにとって補助金による報酬は正当なものと思われている。というのも彼らは過重な債務を抱えることで、とりわけ穀物相場の低迷時にリスクを取っているからである (*ibid.*, p.133)。ところが農業者のこうした「富裕化」は環境汚染者としてますます批判にさらされている。またメリットクラシー・イデオロギーに基づいて、社会的地位が学歴資格(ディプロム)によって階層化されているようなフランス社会で、メリットクラシーならざる二つの資源(資産の不平等な相続と公的補助金)に依拠した農業所得形成の社会的正統性がますます脆弱になっている (*ibid.*, p.134)。こうしてEUの農業補助金は以前にもまして、農業者による環境サービスへの報酬として正当化されなければならなくなっているのである。

(2) 地域への農業の埋め込みの試行

1) 地産地消のメインストリーム化

穀物や酪農製品、もちろんワインを別格として、フランスでは農産物の国際競争力を向上させることで貿易黒字をもたらすことが農業の最大の使命であり続けてきた。それでも中道右派のサルコジ政権下で2007年に組織された「環境グルネル懇談会」では、2018年までに農業使用量の50%削減、有機農業面積の2%から20%への拡大、2012年までに団体給食における有機農産物調達20%、という意欲的な目標が設定されている。さらに2009年にはバルニエ農相の「バルニエ・プラン」により地産地消の活動が積極的に展開されることになった。バルニエ農相はアルプス地方サヴォワ県

選出の議員で、穀物から酪農への補助金の移転を図ろうとして、フランス最大の農業ロビー団体「小麦生産者委員会 AGPB」から「大臣は農業の社会的側面に閉じこもっている」と批判されている (Ansaloni, Smith, 2021, p.121)。

さらに 2012 年にフランス社会党が政権に返り咲くと、ル・フォル大臣は 2014 年に農業基本法(「農業食料森林のための未来の法律」)を制定することになる。そこではアグロエコロジーと「地域食料プロジェクト PAT」を軸に、持続的な農業への転換が謳われており、欧州の掲げる「グリーン・ディール」と「農場から食卓へ」戦略と多くの点で重なるテーマが取り上げられている。総じて、フランスが、アグロエコロジーを通じて国際競争力を獲得することが強調されている。また FAO などに働きかけることで、途上国のアグロエコロジー的転換を支援する姿勢が打ち出された (須田, 2022a)。

2) 農業と食料、環境、社会包摂の地域的統合

フランスにおける持続的農業のための政策は、上述のように、フランス農業の輸出競争力政策と密接に結合しているように思われるが、2014 年の農業基本法により制定された「地域食料プロジェクト PAT」は、より地産地消的な施策の展開を示しており、地域レベルでのイニシアチブにより、食料生産から住民の健康栄養アクセスに至るプロジェクトを支援しようとする動きが広がっている (須田, 2021)。

ここでは、こうしたフランスの地産地消を進めるための仕組みである PAT について、フランス農業省の技術指針 Instruction technique (MAA, 2020) により説明しておこう。農事法典 (L.111-2-2) によれば、PAT は全国食料プログラム PNA と、それぞれの州 = 地域圏持続的農業プログラム PRAD に応える、地域のボトムアップ型のプロジェクトである。PAT は地域のアクターたちの協働的活動によって作成され、当該地域での社会的、環境的、経済的、健康的な争点に応える活動を支援する。PAT は生産者と加工企業、流通、地方

公共団体、市民社会のアクター、消費者を連携させ、当該地域での農業と食料の品質を向上させることを目的としている (*ibid.*, p.2)。

PNA は 2010 年の農業近代化法により設定され、このプログラムは持続的に高品質で、安全で、多様な食品へのすべての人のアクセスを促すことを目的としている。地産地消の発展と、最も貧しい人々への食料援助、栄養を確保するための団体給食の支援の側面を持っている。さらに 2014 年の「未来の法律」が PNA の 4 つの優先目標を定義した。すなわち「社会的公正」と「食育」、「食品ロス防止」、「地域への根づきと文化遺産の活用」がそれである。この最後の項目が PAT と関連し、PNA3 が 2019-2023 年について、PAT を技術的、財政的に支援するとしている (*ibid.*, p.2)。2014 年以降、PNA の目標にかなったプロジェクトの公募がなされ、5 年間で 150 以上のプロジェクト、670 万ユーロが支援されている (CESE, 2020, p.43)。また 2020/21 年の公募として 750 万ユーロの支援を当てている。2021 年 9 月時点で全国 300 ほどのプロジェクトが PAT として認定されている。

3) 地域食料プロジェクト PAT の実際

農業省の技術指針は、Covid-19 によって、PAT のアプローチがいっそう適切なものであることがわかった、としている。つまり PAT が地方のアクターたちのシナジーを創出し、農業食料における地域のレジリエンスを発展させたのである。そのためにこそ、「復興プラン」は PAT に、従来予算の 10 倍の 8,000 万ユーロの予算を新たにつけたのである (MAA, 2020, p.2)。こうした PAT の行動を支援するために、農業会議所は 2019 年には 150 のプロジェクトに関与しており、2021 年には 400 のプロジェクトを支援することとしている。PAT を作成するために、農業会議所の普及員やコンサルタント会社により、地域の診断とアクターのマッチングなどがなされている。2021 年 2 月 2 日に政府は、「復興プラン」の予算のうち、1 億 1,000 万ユーロを、「新鮮な、高品質の農産品への、すべての人々の、とりわけ孤絶化

した、貧しい人々のためのアクセスを可能とする」ための予算を充てている。そのうちの8,000万ユーロは上述のようにPATにあてられ、既存のプロジェクトの運営や、今後プロジェクトの立ち上げにあてられ、3,000万ユーロは、州＝地域圏をまたがる広範囲での、新鮮で高品質な食材の調達を行うための地域イニシアチブに、さらに2,400万ユーロは、孤立した貧しい人々への連帯的商業活動などを行うためのイニシアチブにあてられる (Agra Presse hebdo, No.3777, p.26)。

2020年12月の技術指針によれば、当該のPATの主要なテーマとして、以下を選択することを指示されている。すなわち社会的公正（貧困者の食料アクセスを含む）、環境（食品ロス防止を含む）、食育、食文化、団体給食の食料地場産調達、その他である。また当該のプロジェクトがなされる地域としては以下から選択することを指示されている。すなわち、コミューン、EPCI（広域連合）、PETR（地域農村均衡拠点）、州＝地域圏自然公園PNR、県、州＝地域圏、その他である (MAA, 2020, p.13)。農業省に認定されているわけではないものの、PATの行動に関与しているプロジェクトを含む全国PATネットワークに加盟している167の行動（2019年末時点）のうち、53%が市町村広域連合（広域コミューン協力公的機関EPCI）で、同様の広域連合（地域農村均衡拠点PETR）もしくは事業組合15%、州＝地域圏自然公園PNRが10%である (CESE, 2020, p.45)。自然公園なども含めれば、担い手となる地域のレベルは、欧州農村振興政策のリーダー事業のローカル・アクショングループなど、すでに何らかの公共活動を行っている広域連合が大多数を占めよう。それでも食をテーマとした地域診断を共有することで、PATは公共活動の刷新をもたらすと考えられている。

全国PATネットワーク (RNPAT) はこれに加盟している167のプロジェクトを三つに分類している (*ibid.*, p.45)。

・「農業食品PAT」：とりわけ学校や病院の団体給食のために地場産の農産物調達を目指す、地域の

食料のバリューチェーンの組織化を目指す。

・「公正的PAT」：フードロスの削減、食品栄養的品質の改善。

・「体系的PAT」：健康、環境、貧困者への食料援助、高品質の地場産品の調達などを統合している。

またこれまでPATとして取り組まれているテーマとしては、「すべての人に地方的で、健康的な食品へのアクセス、社会的な公正」、「持続的農業の促進」、「農地保全と就農」、「食品ロス防止、食育」、「地方的バリューチェーンの構築」、「地域食料自給」、「食文化遺産の活用」などとなっている。

(3) 「フランス2030」プランとCAP改革

1) 「復興プラン」の実施状況 (2021年9月現在)

フランスはコロナ禍からの「復興プラン」を昨年2020年9月より開始し、2022年末までの予定で12億ユーロの予算が組まれている (須田, 2021)。経済の金融化で得られた利潤が生産財に再投資されることなく、経済全体が金融市場の不安定化に曝されることで、先進各国は低成長にあえいできた (ボワイエ, 2019)。こうした背景においてコロナ禍はまさに「戦争」と同じ効果を持った。つまり既存の生産資本が陳腐化され、デジタル化を加速することで、先進各国は電気自動車の開発競争に見られるような脱炭素化へと膨大な投資を促そうとしているからである。上述のように農業においても、環境保全に配慮しつつ生産力構造を高度化するためにもこうした投資が不可欠となっている。他方で、地産地消や有機農業など、これまでのニッチなイノベーションがメインストリーム化されつつある。こうしてフランスにおいて、上述の意味での資本主義的な農業発展に複数の道が見られることになる。

2021年9月9日、農業省は、開始後1年たった「復興プラン」の概要を示した (フランス農業省ホームページ, MAA, 2021)。それによれば現在、予算の半分、5億8,000万ユーロが2万5,000のプロジェクトにあてられ、農業者10万人 (機械利用協同組合、コントラクターなどを含む) が対象となっているという。主要な措置として、食料

主権を達成するために家畜飼料としての大豆の輸入を削減するべく、タンパク作物支援の予算として1億2,000万ユーロのうち7,000万ユーロが執行済みで、44のサプライチェーン形成プロジェクト(3,000万ユーロ、2万3,000人)が支援されている。タンパク作物収穫施設補助(2,500人)、タンパク作物種子購入支援(1,200人)が対象となっている。また気候変動対策として2万のプロジェクト、7万人が対象となっている。さらに地産地消支援として5,000万ユーロが420の小規模市町村による給食への地産農産物調達支援にあてられ、これは児童10万人をカバーするという。地域食料プロジェクトPAT支援も順調に進み、現在300のPATが認定されているという。

2) 「フランス2030」プラン

2022年の大統領選挙をにらんで、マクロン大統領は2021年10月12日に「フランス2030」プランを発表した(以下Agra Presse Hebdo, 2021, no.3811より)。このイノベーション投資プランを受けて、フランス最大の農業団体である全国農業経営者連盟FNSEA会長C.ランベール氏は「とりわけ輸出に関して戦略的な部門として農業が言及されており、良い知らせだ」と歓迎している。このプランは全体として今後5年間で300億ユーロの規模で、うち20億ユーロが農業および食品部門に向けられる。これには毎年5年ごとになされ現4期の「未来投資プログラムPIA4(2021-2025)」の8億ユーロが追加されることになる。その内容は以下のようである。

①第三次農業革命に10億ユーロ(うち4億ユーロはPIA4)

これは機械化と化学化に次ぐ、第三次農業革命としてデジタルとロボット、ゲノムの研究開発と、気候変動(とりわけ家畜部門でのメタン対策)にむけられる。また農業者に対しては、これまで普及してこなかったイノベティブな設備への投資支援が予定されている。

②川下の食品栄養と地産地消に8億5,000万ユーロ(うち4億5,000万ユーロはPIA4)

食品企業による栄養関連の研究開発投資(発酵など)と、地産地消的なサプライチェーンの構築、果樹野菜部門に向けられる。

③青年就農、農協、食品企業の自己資金強化に5億ユーロ(PIAを含まず)

④木材における新素材開発(セルロース・プラン)に5億ユーロ(PIAを含まず)

ここでも、上述の「復興プラン」と同様、脱炭素化を通じて農業を成長産業として育成する、という強い意欲が見られる。

3) フランスのCAP改革への取り組み

次期共通農業政策CAP(2023-2027)について2021年7月時点で、詳細は決定されていないものの、現在の農業省案から興味深い論点を引いてみよう(La France Agricole, 2021c)。第一の柱として再分配支払いが52haまで支給され、これが第一の柱の予算の10%を占めるという。青年農業者支払い1.5%も予定されている。現在のベース支払いは引き継がれるとして、次期CAPの眼目はグリーン支払いが廃止され、エコ・スキームが設定されることであり、これに第一の柱の25%があてられる。これはクロス・コンプライアンスを超える環境保全のためのアグロエコロジー的実践を対象とし、以下のような項目が対象となる。

(a) 「農地面積のアグロエコロジー的管理実践」

作物多角化、不耕起永年草地の維持、カバークロープ。これには作業実践のレベルにより54ユーロ/haもしくは76ユーロ/haが支給される。

(b) 環境保全への「認証」行動

環境保全認証(54ユーロ/ha)、「高レベル環境価値認証HVE」および有機農業認証(76ユーロ/ha)。

(c) 「生物多様性と農業景観」

アグロエコロジー的面積が経営農地全体の7%以上の場合(54ユーロ/ha)、10%以上の場合(76ユーロ/ha)。

(a)と(b)には「生け垣」支払いが上乘せされる。

さらに、タンパク作物や肉牛・乳牛、ヤギ羊、といった特定の生産に結合したカップル支払いが

継続される。興味深いのはカップル支払いとして小規模野菜作への支援として0.5ha-3ha(1,700ユーロ/ha)があることである。これは地産地消支援として考えられる。大規模野菜作は慣行的な長い流通へと向けられるからである。経営への環境認証の統合については、有機農業団体からの厳しい批判もある。直接支払の受給要件に農業生産工程管理(GAP)のような認証を導入すべきかどうか、興味深い論点であり、注視していく必要がある(須田, 2022a)。

また第二の柱の「農業環境気候変動MAEC」措置としては「中間地帯」支援措置があり、これは、穀物の単収がそれほど高くない耕種、複合作物の地帯を対象としている。

このように、「復興プラン」や「フランス2030」にしても、次期CAP改革にしても、これまでのEUの共通農業政策CAPの直接支払による所得形成にもとづいている。これが経営の経済資本(農地面積や家畜の頭数)に応じて支払われているいじょう、その飽くなき規模拡大が追求され、機械設備等への資本蓄積がなされることになる。こうして形成される農業生産力構造の高度化は、今や脱炭素化やデジタル化に向けた公的助成をさらに呼び込む。このようにして生産される農産物の多くは標準化された産品(穀物や粉乳など)で、国際競争力の向上が至上命令となっている部門である。他方、地域の小規模な生産者に対しては地産地消的で社会包摂的な施策の支援もなされていると言えよう。

5. 「孤立貧」：資本蓄積追求の、ひとつの帰結

これまで、EU農政が直接支払による経営所得形成を通じて、資本蓄積へと農業者を促してきたことを見てきた。脱炭素化やデジタル化を見据えて、このような投資が積極的に支援されるべきことはもちろんである。こうした農業近代化の趨勢は農業者に対して、どのような事態をもたらしたのであろうか。なるほど、農業者の所得は著しく向上したが、それは経営数の減少と経営規模拡大によってであった。しかしそれは農業経営と「家

族」の関係を大きく変容させずにはおかなかった。その一端は上述のコントラクターへの経営作業の全部委託にも見られるとおりである。家族内で経営継承がなされない場合、経営を家族内で維持して、経営をコントラクターに委託することで家族は利益を分かち合うことができる。Nguenらの表現を借りれば、「もはや経営に資するべく家族が動員されるのではなく、家族に資するべく経営が動員される」(Nguen, *et al.*, 2020, p.60)のである。また農業における資本蓄積の論理は家族だけでなく農業経営者本人にも深刻な影響をもたらす場合もある。

2019年末以降フランス上院議会を中心に、農業者の自死をめぐる問題が取り上げられ、2021年3月には上院報告書(SENAT, 2021)が提出された。その背景を紹介しておこう(以下、須田, 2022cを参照)。

(1) 労働のきつさ

2018年にフルタイム農業者は週57.9時間働き、フルタイム肉体労働者は37.8時間、事務的従業員38.0時間、働いている(INSEE, 2019)。驚くべきことに1975-85年に農業者の労働時間はすでに55時間であった。「この期間を通じて資本主義的強度のいっそうの増加は農業者の労働の負担を減少させなかったばかりか増大させさせた」(Lacroix, Mollard, 1990. ただし、Defontaine, 2019, p.125より引用)。2019年において、農業者の88%が、直近4週間のうち1回は土曜日にも働いているとし(被雇用者全体では39%)、71%が日曜日にも働いている(同22%)としている(INSEE, 2020b)。とりわけ長時間労働は酪農において深刻な問題である。農業における生産性向上は、農業労働時間の削減を伴わず、これは農業者に身体的であると同時に精神的な苦痛を与えているのである。

(2) 農業者の自死

農業者の自死は2009年の酪農危機の時に盛んにメディアに取り上げられたことに見られる

ように、経営の経済状況と考えられてきた（須田，2022c）。また2019年9月以降公開された Bergeon 監督の映画『大地の名の下に Au nom de la terre』は170万人の観客動員数を記録した。これは監督自身の父親（羊飼養経営者であった）の自死を下敷きにしている。Deffontaines は28人の農業者の自死についてその家族や同僚、関係者からの聞き取りを元に2017年に博士論文を完成している（以下 Agra Presse Hebdo, No. 3733, 2020 に多くを負う）。それによれば農業者の自死は経営での労働と家族生活との間での困難（ワークライフバランス）、経営移譲の困難、社会的孤立、自律性の喪失といった要因に分けられるという。

まず、農業者の自死は構造的な問題である。信頼できる統計のある1960年代以降、他の社会職業分類カテゴリよりも農業者の自死は際だって多く、1970年にすでに47人（10万人について）で、非農業者の就業者の29人を上回る。その後2008年の39人にまで減少している。実数で示せば2015年には605人の農業者が自死している（SENAT, 2021, p.14）。Deffontaines によれば2007年～2011年に自死した農業者786人のうち375人の経営は経営面積50ha未満であり、小規模経営に多いことがわかる。作目別には乳牛と肉用牛が多い。以下、要因別に紹介しておこう。

①若年の経営者層では労働と家族生活との両立の困難が多い。農業経営の組織化には親世代や配偶者の協力が必要であり、他方で、若い夫婦世代は親世代から自律したいという欲求があり、子供の世話も加わる。配偶者の多くは農外で働いている。こうした中での農業者のワークライフバランスはきわめて脆弱である。農業者世帯の所得でも見てきたように、配偶者の所得がなければ成立しない経営も多い。

②引退間際の高齢農業者で後継者のいない場合、彼らは経営を維持するために自らが支払ってきた代償について自問することになる。人口全体での25-64歳での自死は45-54歳でピークに達しその後減少するが、農業者の場合、このピークを越えて55-64歳まで続く。男性農業者の自死率は2008

年には一般人口より28%高く、45-54歳では31%、55-64歳では47%高かった（SENAT, 2021, p.38）。息子たちによる「相続拒否」、農業という職業の否認は高齢農業者の自尊心を傷つける。他方、運良く後継ぎがいたとしても、度重なる就農助成政策は、就農助成金DJAの受給条件を、学歴資格水準の引き上げや経営計画の提出と関連づける。今や40歳未満の農業者の80%がバカロレア（大学入学資格）を取得しているのに対して、40歳未満の全就業者でのそれは72%なのである（Bordet-Gaudin, *et al.*, 2021）。こうした近代的な経営計画は親世代のこれまでの経営とは深刻な緊張をもたらすこともある。

③社会的孤立が自死を高めている。データは古いが、1990-98年の25-64歳で、独身農業者は65人（10万人につき）がこれに該当するが、既婚農業者では39人であった。さらに、小規模農業者の場合、職業組織や農業者組合、農協、農業会議所などによる普及活動の集まりにも参加せず、孤独を感じている場合が多い。柄谷行人は柳田国男の「孤立貧」（『明治大正史世相篇』）に言及し（柄谷，2014, p.61）、さらに宇沢弘文（『社会的共通資本』）を引用し、「独立した生産、経営単位としてとられるべきものは、一戸一戸の農家ではなく、一つ一つのコモنزとしての農村でなければならない」（柄谷，2014, p.66より）とする。農業者を地域で孤立させないためにも、上で紹介したPATのような仕組みが考えられるべきであろう。

④Deffontaines は、自死に至った農業者の特徴として、資本蓄積の論理への強迫観念が認められるとしている。それは、市場で生き残るために投資へと促された結果である。しかし酪農危機等、経済的な困難があれば即座に経営の自律性を喪失するリスクを抱えることになる。

6. おわりに

EUのグリーン・ディールと「農場から食卓へ」戦略に牽引される形で、また新型コロナ禍からの経済復興を推し進める中で、脱炭素化を通じた経済成長戦略が、先進各国の農政において急速に広

まっている。高い環境的レベルでの農産物の規格が国際貿易において事実上の標準として課せられようとしているなか、ICT技術の活用、より効率的な農薬・肥料の使用のための農業投資が進行中である。海外市場への農産物輸出の増加を目指して、こうした投資が不可欠と考えられている。先進各国において農業者の高齢化が進み、フランスでもその平均年齢は2000年の47歳から2016年には52歳となっている。日本についてはもはや言を俟たないであろう。農業の世代交代を促進するためにもこうした高いレベルの環境効率的な投資への助成が課題となっている。こうした背景においてフランスのコントラクターは資本主義的な農業経営の一つとして、農業生産力構造の担い手となっている。

一方、競争力ある個別経営の強化と同様、中小規模の経営の地域への根付きも、各国において重要な課題と位置づけられている。地域の多様なアクターと連携し、小規模な市場を目指した、小規模農業も持続可能な資本主義的農業発展の一つの方向性を示している。競争力ある経営体の育成と地域レベルでの農業の維持、という時として矛盾した農業戦略を両立させるのはしばしば困難である。フランスの「地域食料プロジェクトPAT」の作成についての文献では、学校給食への有機地場産品の調達に協力的な農業者グループは新規就農に好意的であるのに対して、遠隔市場へと野菜を出荷する大規模経営者のグループは、既存の経営の規模拡大にプライオリティをおき、地域の野菜部門の過剰生産を警戒する (Serrano, *et al.*, 2021)。こうして同一地域内でも、多様な農業者に対話のテーブルについてもらうのに多くの困難がある。

都市の非正規労働者の過酷な状況は日本でも広く知られ、不十分ながらも多様な施策が講じられようとしている、と期待したいが、農村部での農業者の孤立回避も重要な課題であろう。地域の食料民主主義を目指すプロジェクトは脆弱な立場の消費者のみならず農業生産者の社会包摂にも配慮するものであってほしい。日本でもフランスでも

先進各国の農業食料部門は同じような課題を抱えている。農業者が、生きる「はりあい」をもって仕事を続けられる仕組みとはどのようなものであろうか。自問しつつ筆を置きたい。

【注】

- 1) 我々がここで「プロジェクト」と呼ぶのはボルタンスキーとシアベロ (2013)『資本主義の新たな精神』の意味においてである (須田, 2013)。資本主義とは「形式的に平和的な手段による、無制限の資本蓄積欲求 (ボルタンスキー、シアベロ, 2013, 上巻p.29)」と定義され、その空虚さにより資本主義はアクターを動機づけるための「精神」を欠如している。資本主義の精神は、資本主義への「批判」によって外部から供給される。グローバル化と分権化を背景として、1980年代にそれ以前の福祉国家的装置を解体することで、プロジェクトを中心としたネットワークが資本主義に精神を吹き込むことができた。プロジェクトは一時的で、暫定的たがざるを得ず、新たなプロジェクトを立ち上げるために参加者たちはソーシャル・キャピタルを絶えず蓄積しなければならない。新しい資本主義では、持てる者による持たざる者の搾取とならんで、プロジェクト参加への移動可能性、可動性の格差が利潤の源泉である。本章の文脈でいえばプロジェクトのマネージャーは、継起的に地域のプロジェクトを開始するために、官民の間でもしくは地方公共団体の間でのネットワークを絶えず構築し、財源を確保し、プロジェクト参加者に対して雇用される能力 (エンプロイヤビリティ) を提供しなければならない。プロジェクトによる地域の構築は、このような意味で理解されなければならない (須田, 2022b)。
- 2) 農業所得で、標準粗収入PBSが2万5,000ユーロ未満の小規模経営は、一般的に農業査定課税制度forfait agricoleで申告しているため、農業所得を正確に把握することは困難である。そのためDelame (2015) では、中大規模経営の農業者の家庭foyers fiscauxが対象となっている。他方、第4表は、同一世帯ménageで、その額にかかわらず農業所得を申告した人がいる場合の課税世帯ménage fiscalが対象となっている。課税世帯は、同じ家に住む人が異なった制度の課税申告をした場合、複数の課税家族foyersから構成される。したがって第4表は65歳未満の小規模農業経営者の家族を含んでいる。なお第3表で所有所得というのは、職業資産 (農地) からの所得であり、同居の親や農業者本人に農業法人から支払われる小作料を指していることが多い。
- 3) Nguenらは2010年センサスと2016年農業構造調査により、コントラクターに農作業を「顕著に委託する」経営を推計している (Nguen, *et al.*, 2020, p. 49)。この場合、その指標として以下の二つの基準が取られる。最初のそれは

「コントラクターに委託される労働割合」であり、コントラクターの労働量/全体労働量が9%以上であることである。次の指標は経済規模に関わり、コントラクターの労働日数/標準販売額（1,000ユーロ）が0.23以上であること、であり、この二つの基準を満たす場合「顕著に委託する」経営とされる。また調査対象となるのは標準販売額5,000ユーロ以上の経営であり、5,000ユーロ以上2万5,000ユーロ未満の経営は小規模経営とされ、それ以上が中大規模経営とされる。

4) マルクスによれば、資本蓄積とは、原始的蓄積過程を経て資本による資本の生産が自立化した後に、労働者の不払い労働（剰余労働）の資本家による搾取に基づいている。資本家が生産手段の拡大のためにこの一部を再投資する、その過程が資本蓄積とされるが、「資本主義」の定義をめぐる決着のつかない議論を回避して、我々としては農業経営者が公的支援と利潤の一部を経営の拡大再生産に向けてることを「蓄積」とする。

【参考文献】

- Agreste (2021a) *Graph'Agri*.
- Agreste (2021b) *Chiffres & Données, BAEA*.
- アナ・チン(2019)『マツタケ』（赤嶺淳訳）、みすず書房
- Ansaloni, M., Smith, A. (2021) *L'Expropriation de l'agriculture française*, Croquant.
- ボルタンスキー、L、シアベロ、E. (2013)『資本主義の新たな精神』（上下二巻、三浦他訳）、ナカニシヤ出版
- Bordet-Gaudin, R., Logeais, C., Ulrich, A. (2021) "Le niveau de vie des ménages agricoles est plus faible dans les territoires d'élevage", *INSEE Première*, no.1876. (<https://www.insee.fr/fr/statistiques/5434584>, 2021年11月1日接続)
- Bosse-Platière, H. (2018) "Le droit du sol et le sang de la terre. Petit précis d'histoire récente de la politique foncière française", in Chouquer, G., Maurel, M.-C., *Les Mutations Récentes du Foncier et des Agriculteurs en Europe*, PUFC, pp.75-96.
- ボワイエ、R. (2019)『資本主義の政治経済学』（山田鋭夫監修、原田裕治訳）、藤原書店
- Campagnes solidaires, (2017), no.326. (<https://www.confederationpaysanne.fr/sites/1/cs/documents/326-dossier.pdf>, 2021年11月1日接続)
- CESE (2020) *Pour une alimentation durable ancrée dans les territoires*.
- CGAAER (2021) *Nouvelles Formes de Travail en Agriculture*. Rapport, no.20090.
- Chatellier, V., Detang-Dessendre, C., Dupraz, P., Guyomard, H. (2021) "La sensibilité du revenu des exploitations agricoles françaises à une réorientation des aides dans le cadre de la future PAC post-2023", *Working Paper SMART-LERECO*, no.21-03.
- Deffontaines, N. (2019) "Mal-Etre et Risque de Suicide chez les Agriculteurs aux Prises avec la Logique Productiviste", in Doidy, E., Gateau, M. (eds) *Reprendre la terre: Agriculture et critique sociale*, Kairos, pp.123-137.
- Delame, N. (2015) "Les revenus non agricoles réduisent les écarts de revenus entre foyers d'agriculteurs", *Insee références. Emploi et revenus des indépendants*. (<https://www.insee.fr/fr/statistiques/1374691?sommaire=1374698>, 2021年11月1日接続)
- Doré, G. (2018) "Le bourversement territorial en France", *Population & Avenir*, no.736, pp.4-7.
- Forget, V., et al. (2019) *Actif'Agri*, Centre d'Etudes et Perspective, MAA, La Documentation française.
- INSEE (2017) *Analyses Pays-de-la-Loire*, no. 50. (www.insee.fr/fr/statistiques/3057836, 2021年11月1日接続)
- INSEE (2019) *Durée et conditions de travail, France portrait social*, (<https://www.insee.fr/fr/statistiques/4238389?sommaire=4238781>, 2021年11月1日接続)
- INSEE (2020a) *Analyses Bretagne*, no.97. (www.insee.fr/fr/statistiques/4963802, 2021年11月1日接続)
- INSEE (2020b) *INSEE, Focus*, No.212, (<https://www.insee.fr/fr/statistiques/4806717>, 2021年11月1日接続)
- Jeanneaux, P., Purseigle, F., Bodiguel, L., Hervieu, B. (2020) "Fragmentation du modèle de l'exploitation familiale et nouvelles structurations des relations capital-travail-foncier en agriculture", *revue AE&S*, 10 (2), pp.1-14. (https://agronomie.asso.fr/fileadmin/user_upload/revue_aes/aes_voll0_n2_dec2020/pdf/aes_voll0_n2_07_jeanneaux-et-al.pdf, 2021年11月1日接続)
- 柄谷行人 (2014)『遊動論：柳田国男と山人』、文藝春秋
- 川北稔(1981)「まえがき：訳者解説」(I.ウォーラステイン『近代世界史STEM I：農業資本主義とヨーロッパ世界経済の成立』)、岩波書店
- La France Agricole (2021a) 9月7日付け, (www.lafranceagricole.fr/actualites/gestion-et-droit/environnement-la-france-veut-verdir-les-importations-de-leurope-1,1,184109437.html, 2021年11月1日接続)
- La France Agricole (2021b) No.3921, (<https://www.lafranceagricole.fr/chez-vous/trois-types-de-soja-pour-la-filiere-locale-1,1,412965300.html>, 2021年11月1日接続)
- La France Agricole (2021c) 7月21日付け (<https://www.lafranceagricole.fr/a-la-une/pac-2023-2027-la-france-detaillees-arbitrages-1,0,3206591707.html>, 2021年11月1日接続)
- Lacroix, A., Mollard, A. (1990) "Durée du travail: pas de réduction pour les agriculteurs", *Travail et Emploi*, no.43, pp.55-64.
- Laferté, G. (2018a) *L'Embourgeoisement*, Raison d'agir.
- Laferté, G. (2018b) "Capital économique des agriculteurs et

- construction relationnelle d'une position de classe", Bruneau, I., Laferte, G., Mischi, J., Renahy, N. (eds) *Mondes ruraux et classes sociales*, Ed. EHESS.
- Le Gales, P. (1998) "Régulation, gouvernance et territoire", Commaille, J., Jobert, B. (eds) *Les Métamorphoses de la Régulation Politique*, L.G.D.J., pp.203-240.
- MAA (2020) DGAL/SDPAL/2020-758:Instruction technique, 09/12/2020. (<https://info.agriculture.gouv.fr/gedei/site/bo-agri/instruction-2020-758>, 2021年11月1日接続)
- MAA (2021) (<https://agriculture.gouv.fr/dossier-de-presse-un-de-realisation-au-service-de-notre-souverainete-alimentaire>, 2021年11月1日接続)
- Nguyen, G., Purseigle, F., Brailly, B., Legagneux, B. (2020) "Sous-traitance et délégation du travail: marqueurs des mutations de l'organisation de la production agricole", *NESE*, no.47, pp.43-88.
- Normandie (2021) ノルマンディー州HP, (<https://aides.normandie.fr/aide-aux-investissements-dans-les-entreprises-de-travaux-agricoles-eta>, 2021年11月1日接続)
- Purseigle, F., Anzalone, G., Nguyen, G., Hervieu, B. (2018) "Des entreprises agricoles <aux allures de firmes>. Mutation des exploitations agricoles et nouveaux modes d'accès au foncier : le cas française", in Chouquer, B. et Maurel, M.C., *ibid*, pp.165-190.
- Purseigle, F., Nguyen, G., Blanc, P. (2017) "Introduction. De la ferme à la firme: Agriculture en mutation", in Purseigle, F., Nguyen, G., Blanc, P., (eds) *Le Nouveau Capitalisme Agricole: De la Ferme à la Firme*, Science Po., pp.13-27.
- SENAT (2021) *Rapport d'Information*, no.451. (<http://www.senat.fr/rap/r20-451/r20-4511.pdf>, 2011年10月21日接続)
- Serrano, J. et al. (2021) "Le rôle des collectivités locales dans la gouvernance alimentaire : le cas du projet alimentaire territorial de Tours-Métropole-Val-de-Loire", *Economie rurale*, no.375, pp.41-59.
- 須田文明 (2015) 「フランスの農業構造政策と農地制度」『カントリーレポート』、農林水産政策研究所、pp.105-189. (https://www.maff.go.jp/primaff/kanko/project/attach/pdf/150331_26cr06_03_fra_02.pdf, 2021年11月1日接続)
- 須田文明 (2019) 「争点としての家族農業経営継承：歴史的使命を終えた？フランス農業構造政策」『農業経済研究』91巻1号、pp.89-94.
- 須田文明 (2021) 「プロジェクトとしての都市食料主権」『総合政策』第22巻、pp.53-71.
- 須田文明 (2022a) 「競争戦略としてのアグロエコロジー的移行とSDGs:フランス酪農部門を中心に」木村・中村編著『酪農乳業におけるSDGsの展開』(仮、中央法規)
- 須田文明 (2022b) 「テロワール産品を通じたルーラル・ジェントリフィケーション：イタリアのキャンティ地方を中心に」、木村純子、陣内秀信編著『よみがえる都市と田園：イタリアのテリトリー戦略』(仮、白桃書房)
- 須田文明 (2022c) 「解題」『山崎亮一著作集 第3巻』(近刊)、筑波書房
- 須田文明・海老塚明 (2013) 「プラグマティックな社会経済学のために：『資本主義の新たな精神』を手がかりに」『経済学雑誌』第113巻、第4号pp.26-42.
- 宇野重規 (2013) 『民主主義のつくり方』、筑波書房

【付記】

前号掲載された拙稿「プロジェクトとしての都市食料主権—フランスの「地域食料プロジェクトPAT」等を事例に—」『総合政策』第22巻に誤りがあった。62ページ及び64ページの「GATTウルグアイラウンド交渉」はそれぞれ「WTO交渉」の誤りである。記して訂正したい。